

地域未来戦略に係る産業クラスター形成に関する調査等委託業務仕様書

1. 業務名

地域未来戦略に係る産業クラスター形成に関する調査等委託業務

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3. 業務の目的

国は、17の戦略分野及び62製品・技術等を設け、「日本成長戦略」の各ワーキンググループでの議論を経て令和8年7月に「官民投資ロードマップ」を策定した。そしてこれらの官民投資を「地域未来戦略」の「A:戦略産業クラスター計画」において具体化し、7月31日に第1弾として全国13カ所の計画策定を公表した。これらは、企業の大規模投資を起点としてそのサプライチェーンを支える企業群の投資促進や関連インフラ、人材育成などを推進することを意図したものである。併せて、「地域未来戦略」では、「B:地域産業クラスター計画」や「C:地場産業成長プラン」を県が策定し、国等が地域を牽引する産業や地場産業の投資促進などを支援していくこととなっている。

本業務では、令和8年5月に中部経済産業局が「地域未来戦略」に係る「中部地域における戦略産業クラスター計画の素案」を策定しているが、素案に示される3分野（「航空・宇宙・防衛」、「半導体」、「水素・アンモニア等」）を含む17の戦略分野について、本県既立地企業を中心とした投資等の情報を把握する。国は、各経済産業局管内で策定した素案等から具体的な投資案件があるもの、かつ「官民投資ロードマップ」に整合のとれた案件を、「戦略産業クラスター計画」として半年程度間隔で策定することとしており、この策定プロセスとして、都道府県が「具体的な投資案件」⇔「候補プロジェクト案件」を国に提案することになっているため、これに対応することを主な目的とする。

また、8月に県が策定した「地域未来戦略」に係る8分野の「地域産業クラスター計画」も半年に一度更新等を行うことになっていることから、同計画を更に有効性、実効性あるものとするを目的とする。

4. 業務の内容

（1）主に本県既立地企業の17の戦略分野及び62製品・技術等への投資等の情報把握

本業務では、「A:戦略産業クラスター計画」の第2弾（今冬頃（想定））を睨みつつ、第3弾（来春頃（想定））を目指して、本県が候補プロジェクトとして提案できる案件候補の掘り起こし等を行う。具体的には、以下の3つの業務を行う。

ア 国が本年7月31日に策定・発表した戦略産業クラスター計画13件に係る内容※1のうち、特にインフラ整備投資の項目を整理する。インフラ整備の種別、内容、金額等を図表等で分かりやすく整理する。これは後述「イ」で行うショートリスト掲載企業との面談等で使用する想定である。

イ 17の戦略分野・62製品・技術等のうち県と協議の上選定する5以上の製品・技術等に

係る、主に本県既立地企業による本県内への 2030 年度までに投資が実行される大規模投資(目安：投資額 20 億円以上※²)候補案件のロングリスト(40 件程度)を作成する。その中から県と協議の上、一定要件により絞り込みを行い、ショートリスト(20 件程度)を作成する。その後、県と協力してショートリスト掲載企業との面談等を設定※³し、投資内容の概要及び投資に伴うインフラ等への企業の要望を取りまとめる。なお、業務プロセスの中で必要に応じ、市町村からの情報収集を行う。

- ウ 本県への民間等からの投資相談に対し適切な用地紹介の一助とするため、本県既立地企業が所有する遊休地情報の収集を行う。一定の基準に基づき選定した 50 企業以上を調査対象とし、自社以外の企業等による施設整備等の投資に対し自社の遊休地提供の可否を文書等で調査を行うとともに、調査結果によっては数件程度の企業への聞取りを行う。なお、詳細は県と協議の上、決定する。

※¹ 第 2 弾(今冬頃(想定))があった場合は、これも整理を行う。

※² 投資とは主に「建物費」、「機械装置費」、「ソフトウェア費」を言う。

※³ 面談等を設定とは、ショートリスト 20 件程度のうち可能な限り多くの企業に対して、面談(オンライン含む)又はその代替手段による情報収集活動のセッティングを行うことを言う。

<業務内容とスケジュール>

時期(想定)	業 務 内 容
9 月下旬-10 月中旬	策定済みの戦略産業クラスター計画のインフラ整備項目整理 製品・技術等の選定(5 以上)、ロングリストの作成(40 件程度) 遊休地調査企業先(50 以上)の選定
10 月中旬-11 月	ショートリスト(20)作成(必要に応じ市町村から情報収集) 遊休地調査票を企業に送付
11 月-12 月	ショートリスト掲載企業との面談等(県と協力・連携) 遊休地調査票を回収・情報を整理 (策定済みの戦略産業クラスター計画のインフラ整備項目整理)
2027 年 1 月-2 月	ショートリスト掲載企業との面談等(県と協力・連携) 遊休地調査先からの聞取り(数件)
3 月頃	情報取りまとめ

注) 候補プロジェクト提案に当たっては、県は事前に国(本省、地方局)との調整が必要であり、その調整状況によっては時期が前後する可能性あり。

(2) 「愛知県地域産業クラスター計画」の推進支援業務

本県では令和 8 年 8 月に「愛知県地域産業クラスター計画」として 8 分野のクラスター計画を策定した(ただし、本支援業務では 8 分野のうち「磁気・電子融合分野」を除く 7 分野を対象とする)。

本計画では、各分野において、県の基準により核となる企業(約 170 社)(以下、「中核企業」という。)を選定しているとともに、K G I (Key Goal Indicator：①官民設備投資額、②付加価値増加額、③産業人材育成数)を設定している。

本県策定の当該計画を推進していくため、県が行う他都道府県の状況(KGI や中核企業の選定等) 調査の結果整理をサポート(調査結果のエクセル等で整理)するとともに、①官民設備投資額及び③産業人材育成数について、県の協力のもと、中核企業に対し照会・調査し、最新情報を取りまとめる。

<業務内容とスケジュール>

時期(想定)	業 務 内 容
	KGI 関連データ更新
11 月中旬～	中核企業へ設備投資/人材育成実績/計画を照会(県と協力・連携)
2027 年 2 月中	回答とりまとめ

5. 成果品

(1) 提出する成果品

- ア 報告書 (A4 判、両面カラー刷り) 3 部
- イ 報告書の電子データを記録した電子媒体 (CD-R) 1 枚
- ウ その他、県が必要とする資料

(2) 成果品の納入場所

愛知県経済産業局産業部産業政策課 広報・企画調整グループ
名古屋市中区三の丸三丁目 1-2 (愛知県庁本庁舎 2 階)

(3) 成果品の帰属

成果品の管理及び帰属は、全て委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き受託者は成果品を公表してはならない。

なお提出後に不備が発見された場合、受託者は契約終了後も訂正の義務を負うものとする。

(4) 成果品の使用について

提出された報告書等(データを含む。)は、公共事業の円滑な執行を目的に、他の事業等(受託事業者等への貸与を含む。)に使用する場合がある。

6. その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、関係法令及び当仕様書を遵守するとともに、県の意図及び目的を十分に理解した上で、正確かつ丁寧にこれを行うこと。
- (2) 業務体制及び業務内容については、本仕様書及び提案書の内容を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (4) 県は、受託者が本業務を行うに当たり必要となる資料について、可能な範囲で提供するものとし、提供を受けた資料については、管理・保管を適切に行うこと。
また、調査に必要となる資料については、受託者決定後に提供を行うこととする。
- (5) 業務委託期間中は、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、県との連絡調整を密に行うこと。また、受託者は、県から業務の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告すること。
- (6) 仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、速やかに県へ報告することとし、必要に応じて県と受託者が協議して決定するものとする。
- (7) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (8) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。